

平成18年6月14日

# 株 主 各 位

東京都港区芝浦一丁目14番5号  
**日新商事株式会社**  
代表取締役社長 阿 部 泰 弘

## 第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成18年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝浦一丁目3番10号  
チサンホテル浜松町 2階「ふじ」  
(末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項  
報告事項
  1. 第62期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件
  2. 第62期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
決議事項 

|       |   |
|-------|---|
| 第1号議案 | 第62期利益処分案承認の件   |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件  |
|       | 議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」<br>(35頁から46頁まで)に記載のとおりであります。 |
| 第3号議案 | 取締役7名選任の件   |
| 第4号議案 | 監査役2名及び補欠監査役1名選任の件                                      |
| 第5号議案 | 取締役及び監査役の報酬額改定の件  |

以 上

(お願い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 営業報告書

(平成17年4月1日から  
平成18年3月31日まで)

### 1. 営業の概況

#### (1) 企業集団の営業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の回復を反映した設備投資の増加や雇用・所得状況の改善による個人消費の持ち直し等により、景気は回復基調で推移いたしました。

石油製品の需要は、ガソリンは前年度猛暑であったことの反動や低燃費車普及により、軽油は車両保有台数の減少、重油は石油製品価格上昇の影響を受け、燃料転換が進みつつあること等から、いずれも微減となりました。また石油製品の価格は、昨年から続いている中国を始めとするアジア諸国の需要拡大や中東情勢の不安定化等により、高止まりを続けている状況でありました。

このような状況下当社グループは、中期経営計画「GC21-04」に基づき「エネルギー部門の再強化」を中心に営業活動を行いました。

石油関連事業では、前年に引き続き石油製品の仕切り価格上昇に即応した販売活動を行うとともに、潤滑油や車検等お客様のニーズに応じた付加価値の高い商品を積極的に提供してまいりました。また、給油所展開基軸を都市型地域戦略に特化することとし、当社戦略に適合する店舗を東京都や愛知県にて出店する一方で、郊外を中心として運営していた秋田日新株式会社、上毛日新株式会社、東北日新株式会社を解散し、戦略に適合しない店舗を閉鎖することで、給油所店舗網の再構築を行いました。

外食事業では既存店の売上拡大に注力するとともに、タリーズコーヒー店を1店舗新規出店し、不動産事業では賃貸マンションを1棟取得し、収益の拡大を図りました。

この結果、当社グループの連結売上高は803億25百万円、前期比13.9%の増収、営業利益は5億86百万円、前期比24.2%の増益、経常利益は、増収による営業利益の増加や営業外にて投資有価証券売却益等もあり9億2百万円、前期比57.3%の増益となりましたが、固定資産の減損会計適用による減損損失を7億75百万円計上したこと等により2億91百万円の当期純損失（前期は4億64百万円の利益）となりました。

事業別及び部門別の状況は次のとおりであります。

#### <石油関連事業>

##### (直営部門)

直営部門は度重なる仕切価格の上昇に即応した販売活動を行うとともに、地域の需要に応じ、給油所のセルフ化を実施いたしました。またお客様のニーズに応えるため、新日本石油株式会社が積極的に展開している車検や整備ができる給油所「Dr. Drive」を平成17年度に29店舗増加させ合計50店舗とし、お客様のお車に対する様々なニーズに対応できる体制を整えました。直営給油所数は、前述の解散した子会社の給油所11店舗、及び愛知県、千葉県で各1店舗閉鎖し、東京都にて4店舗、愛知県にて1店舗出店し、合計68店舗となりましたが、燃料油の販売単価の上昇等により、売上高は289億49百万円、前期比6.3%の増収となりました。

##### (卸部門)

卸部門は販売店各店舗の顧客満足向上のため、立地条件、顧客ニーズに合わせ、個性的で競合給油所との差別化を図れる、お客様に選ばれる給油所作りを提案するとともに、燃料油以外の商品を提供できる環境作りに注力いたしました。

販売店給油所数は神奈川県で3店舗閉鎖したため122店舗となり、ガソリン販売数量が減少したものの、ガソリンを含めた石油製品販売単価の上昇があったこと、また、積極的な営業活動により灯油販売数量を大きく伸ばした結果、売上高は166億5百万円、前期比11.3%の増収となりました。

##### (直需部門)

直需部門は工業用潤滑油、電力会社向け重油販売量は若干落ち込んだものの、一般需要家向け灯油・重油の入札に積極的に参加し落札できたこと、既存需要家の納入割合の向上を図れたこと、仕切価格の上昇に即応した営業活動等を実施した結果、売上高は255億21百万円、前期比29.8%の増収となりました。

##### (産業資材部門)

産業資材部門は度重なる仕切価格の上昇に即応した販売活動を実施した結果、売上高50億55百万円、前期比1.3%の増収となりました。

##### (その他部門)

その他部門は液化石油ガス関係において仕切上昇分を販売単価に転嫁する等の販売施策を展開した結果、売上高は30億38百万円、前期比12.4%の増収となりました。

#### <外食事業>

外食事業はケンタッキーフライドチキン店は顧客満足向上に取り組むとともに、収益拡大を図るため1店舗を全面改装いたしました。またタリーズコーヒー店は既存店が堅調に推移したことや、平成17年6月東京都千代田区秋葉原に6店舗目の出店をしたことで、売上高は6億98百万円、前期比17.6%の増収となりました。

#### <不動産事業>

不動産事業は新規投資として神奈川県川崎市に賃貸用マンションを1棟購入するとともに、既存物件の改修、契約条件の見直し等収益を向上させる活動を行った結果、売上高4億56百万円、前期比8.0%の増収となりました。

#### (2) 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は4億69百万円であり、その主なものは神奈川県川崎市の土地及びマンションの購入費であります。

#### (3) 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度におきまして、当社グループは、無担保社債を合計1回、総額1億円を発行いたしました。

#### (4) 企業集団が対処すべき課題

当面の原油価格及び石油製品の価格は、中東情勢の不安定感と中国を始めとするアジア諸国の石油需要増大に伴い、しばらく高水準で推移すると予想されます。このような経営環境の中、当社グループは下記の項目を重要な課題として取り組んでまいります。

##### ① エネルギー部門の強化について

当社グループ直営部門はガソリン需要の頭打ち、給油所減少の時流を認知し、各給油所の立地条件を再点検したうえ、給油所ごとの店舗最大能力を発揮できる運営方針を策定し、勝ち残る給油所作りを目指します。またこの方針に基づき、今後の給油所網は都市型地域戦略に特化し、大都市を中心に展開してまいります。

直需部門、卸部門、その他部門は市況変動に即応した販売活動を行い収益の安定を目指します。また顧客ニーズに合わせ油外商品の提供を視野に入れた提案型営業活動を行います。

## ② 外食事業と不動産事業の充実

外食事業は、販売網の拡充とともに店舗ごとの運営効率向上を図り、顧客に親しまれる店舗作りを行います。不動産事業は、既存物件の収益性を追求し効率向上を図るとともに、新規物件取得を視野に入れ展開してまいります。

## ③ 人材教育（訓練）

当社グループは、数多くの営業拠点を抱え、不特定多数のお客様と接する機会があります。今後も、当社を成長させていくためには「お客様から支持される従業員」を多数育成することが、絶対条件となります。このような人材を確保、育成する体制を構築してまいります。

## ④ 個人情報保護の強化

当社グループは各小売店舗において様々な個人情報を保有しております。個人情報の漏洩事故等が起きないように指示、指導を行っておりますが、より適切に管理するため、プライバシーマーク取得を視野に入れた個人情報保護体制を構築してまいります。

以上の重点施策に取組み、当社グループ全体が一丸となって業績の拡大とより強固な収益基盤の構築を目指し、鋭意努力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

## ① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

| 区 分                       | 第 59 期<br>(平成14年4月1日から<br>平成15年3月31日まで) | 第 60 期<br>(平成15年4月1日から<br>平成16年3月31日まで) | 第 61 期<br>(平成16年4月1日から<br>平成17年3月31日まで) | 第62期<br>(当連結会計年度)<br>(平成17年4月1日から<br>平成18年3月31日まで) |
|---------------------------|---|---|---|--|
| 売 上 高                     | 百万円<br>69,220                           | 百万円<br>69,144                           | 百万円<br>70,529                           | 百万円<br>80,325                                      |
| 経 常 利 益                   | 158                                     | 403                                     | 573                                     | 902  |
| 当期純利益または<br>当期純損失(△)      | △622                                    | 65                                      | 464                                     | △291   |
| 1株当たり当期純利益<br>または当期純損失(△) | △84円66銭                                 | 8円55銭                                   | 59円96銭                                  | △43円52銭  |
| 総 資 産                     | 百万円<br>26,120                           | 百万円<br>25,337                           | 百万円<br>28,036                           | 百万円<br>29,227                                      |
| 純 資 産                     | 15,665                                  | 16,395                                  | 17,129                                  | 17,571   |
| 1株当たり純資産                  | 2,142円00銭                               | 2,237円59銭                               | 2,305円94銭                               | 2,348円57銭  |

(注) 1株当たり当期純利益または当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数により、  
また1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。

## ② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

| 区 分                       | 第 59 期<br>(平成14年4月1日から<br>平成15年3月31日まで) | 第 60 期<br>(平成15年4月1日から<br>平成16年3月31日まで) | 第 61 期<br>(平成16年4月1日から<br>平成17年3月31日まで) | 第62期(当期)<br>(平成17年4月1日から<br>平成18年3月31日まで) |
|---------------------------|---|---|---|---|
| 売 上 高                     | 百万円<br>64,739                           | 百万円<br>63,892                           | 百万円<br>63,145                           | 百万円<br>72,005                             |
| 経 常 利 益                   | 264                                     | 427                                     | 548                                     | 914                                       |
| 当期純利益または<br>当期純損失(△)      | △475                                    | 87                                      | 395                                     | △101                                      |
| 1株当たり当期純利益<br>または当期純損失(△) | △64円60銭                                 | 11円60銭                                  | 50円72銭                                  | △17円75銭                                   |
| 総 資 産                     | 百万円<br>24,640                           | 百万円<br>23,763                           | 百万円<br>26,294                           | 百万円<br>27,550                             |
| 純 資 産                     | 14,796                                  | 15,547                                  | 16,215                                  | 16,832                                    |
| 1株当たり純資産                  | 2,023円15銭                               | 2,121円79銭                               | 2,182円78銭                               | 2,249円84銭                                 |

(注) 1株当たり当期純利益または当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数により、  
また1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。なお、いず  
れも自己株式数を控除した株式数を用いて算定しております。

第60期より、「商法施行規則の一部を改正する省令」（平成15年2月28日法務省令第7号）による商法施行規則の規定に基づき、従来の「当期利益」「1株当たり当期利益」は、それぞれ「当期純利益」「1株当たり当期純利益」と表示しております。

(第59期)

第59期につきましては、売上高は電力用重油の原子力発電所の緊急停止で火力発電所の稼働率が上昇した結果、連結並びに当社単独ともに前期を上回りましたが、当期純損益は株式市況の低迷により投資有価証券評価損を特別損益に計上した結果、連結並びに当社単独とも損失計上いたしました。

(第60期)

第60期につきましては、売上高は採算販売に徹し、販売額の減少等が起因した結果、連結並びに当社単独ともに僅かに減少いたしました。当期純損益は業績の効率化のため不採算事業を整理した結果、連結並びに当社単独ともに当期純損益は大幅に改善いたしました。

(第61期)

第61期につきましては、連結売上高は子会社のガソリン増販が起因し前期を大きく上回りましたが、当社単独売上高は、需要家の燃料転換が進んだことや、電力用重油の需要が減少したため僅かに減少いたしました。当期純損益は、子会社解散に伴う固定資産売却益が発生したことや、株式売却益等があり、連結並びに当社単独ともに大幅に改善いたしました。

(第62期)

第62期につきましては、連結及び単体の売上高は、仕入価格上昇に伴う販売単価の上昇や、重油の増販のため、前期を大きく上回りましたが、当期純損益は固定資産の減損会計適用による減損損失を計上した結果、連結並びに当社単独ともに損失計上いたしました。

## 2. 企業集団及び当社の概況（平成18年3月31日現在）

### (1) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、当社と子会社9社及び関連会社2社により構成されております。事業内容は、主に新日本石油株式会社グループより石油関連製品の供給を受け、石油関連製品の製造、販売、卸売等を行う石油関連事業、フランチャイズ加盟による店舗運営を行う外食事業、また当社グループ所有の不動産を賃貸して行う不動産事業であります。

### (2) 株式の状況

- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| ① 会社が発行する株式の総数 | 30,400,000株         |
| ② 発行済株式の総数     | 7,600,000株          |
| ③ 株主総数         | 750名<br>(前期末比 47名減) |
| ④ 1単元の株式数      | 100株                |

(注) 当社は平成18年1月18日開催の取締役会の決議により、商法第221条第2項の規定に基づき、平成18年3月1日付をもって1単元の株式数を1,000株から100株に変更しております。

### ⑤ 大株主（上位7名）

| 株 主 名                                      | 当 社 へ の 出 資 状 況 |            | 当社の当該株主への出資状況  |           |
|--|-----------------|------------|----------------|-----------|
|  | 持 株 数           | 議決権比率      | 持 株 数          | 出 資 比 率   |
| 新日本石油株式会社                                  | 株<br>1,140,000  | %<br>15.27 | 株<br>1,467,774 | %<br>0.10 |
| 日興シテイグループ証券株式会社                            | 645,000         | 8.64       | —              | —         |
| 株 式 会 社 日 新                                | 600,000         | 8.04       | 3,398,327      | 3.35      |
| 東電不動産株式会社                                  | 400,000         | 5.36       | —              | —         |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社                         | 349,000         | 4.67       | —              | —         |
| ビービーエイチ フォー<br>フィデリティー ロープライス<br>ストツク ファンド | 250,000         | 3.35       | —              | —         |
| 筒 井 博 昭                                    | 204,300         | 2.74       | —              | —         |

(注) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社持株数349,000株は特定金銭信託分でありません。



(3) 自己株式の取得、処分等及び保有の状況

① 取得株式

|         |         |
|---------|---------|
| 普通株式    | 2,620株  |
| 取得価額の総額 | 2,444千円 |

② 処分株式

|         |          |
|---------|----------|
| 普通株式    | 52,000株  |
| 処分価額の総額 | 23,140千円 |

③ 決算期における保有株式

|      |          |
|------|----------|
| 普通株式 | 132,074株 |
|------|----------|

(注) 当期において、失効手続きをした自己株式はありません。

(4) 新株予約権の状況

① 現に発行している新株予約権

- ・商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づきストックオプションとして発行した新株予約権

(平成17年6月29日開催の第61期定時株主総会決議による新株予約権)

- 1) 発行した新株予約権の数 238個 (1個につき1,000株)
- 2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式238,000株
- 3) 新株予約権の発行価額 無償

② 当期中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権

- ・平成17年8月24日発行の新株予約権

- 1) 発行した新株予約権の数 238個 (1個につき1,000株)
- 2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式238,000株
- 3) 新株予約権の発行価額 無償
- 4) 新株予約権の行使に際し払い込みをなすべき金額 1株当たり912円
- 5) 新株予約権の権利行使期間 平成19年7月1日から平成22年6月30日まで
- 6) 新株予約権の行使の条件

イ. 新株予約権を付与された者(以下「新株予約権者」という。)は、その地位を喪失した場合(取締役、監査役、執行役員等の退任及び従業員の定年退職、会社都合の退職等)においても、権利を行使することができる。ただし、取締役、監査役、執行役員等の任期満了以外の事由により退任した場合、又は、従業員が自己都合により退職した場合、懲戒解雇の場合はこの限りではない。

ロ. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による本件新株予約権の相続はできないものとする。

ハ. 新株予約権の譲渡、質入れ、その他一切の処分は認めない。

- ニ. その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。
- 7) 新株予約権の消却事由及び消却条件
- イ. 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権については無償で消却することができる。
- ロ. 新株予約権者が権利行使をする前に、6) イ、ロ及びニに規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合は、当該新株予約権については無償で消却することができる。
- 8) 有利な条件の内容  
 当社の取締役、監査役、執行役員、従業員及び特定の子会社の取締役、従業員に新株予約権を無償で発行した。
- 9) 割当てを受けた者の氏名と割当てを受けた新株予約権の数
- ・当社取締役

| 氏名    | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 |
|-------|---------|---------------|
| 阿部泰弘  | 5個      | 普通株式 5,000株   |
| 筒井博昭  | 4個      | 普通株式 4,000株   |
| 三田福太郎 | 3個      | 普通株式 3,000株   |
| 田名部陽介 | 3個      | 普通株式 3,000株   |
| 城田茂雄  | 2個      | 普通株式 2,000株   |
| 磯部史雄  | 2個      | 普通株式 2,000株   |
| 折本邦夫  | 2個      | 普通株式 2,000株   |

- ・当社監査役

| 氏名   | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 |
|------|---------|---------------|
| 砂廣和宣 | 2個      | 普通株式 2,000株   |
| 岩瀬英樹 | 2個      | 普通株式 2,000株   |
| 池上悦次 | 2個      | 普通株式 2,000株   |

- ・当社従業員、子会社取締役、子会社監査役及び子会社従業員（上位10名）

| 氏名   | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 備考     |
|------|---------|---------------|--------|
| 三浦満男 | 2個      | 普通株式 2,000株   | 当社執行役員 |
| 本間一郎 | 2個      | 普通株式 2,000株   | 当社執行役員 |
| 服部浩  | 2個      | 普通株式 2,000株   | 当社執行役員 |
| 筒井重伸 | 1個      | 普通株式 1,000株   | 当社従業員  |
| 守屋正男 | 1個      | 普通株式 1,000株   | 当社従業員  |
| 青木修三 | 1個      | 普通株式 1,000株   | 当社従業員  |
| 藤岡資幸 | 1個      | 普通株式 1,000株   | 当社従業員  |
| 佐藤隆夫 | 1個      | 普通株式 1,000株   | 当社従業員  |
| 岡義博  | 1個      | 普通株式 1,000株   | 子会社従業員 |
| 武藤光清 | 1個      | 普通株式 1,000株   | 子会社従業員 |

- ・当社取締役及び当社監査役の割当株式数のうち最も少ない数以上の割当てを受けた子会社の取締役及び監査役

| 氏名   | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 備考     |
|------|---------|---------------|--------|
| 永田康夫 | 2個      | 普通株式 2,000株   | 子会社取締役 |
| 佐藤亮作 | 2個      | 普通株式 2,000株   | 子会社取締役 |

- ・当社従業員、子会社取締役、子会社監査役及び子会社従業員に対して発行した新株予約権の区分状況

| 氏名     | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 |
|--------|---------|---------------|
| 当社従業員  | 161個    | 普通株式 161,000株 |
| 子会社取締役 | 1個      | 普通株式 1,000株   |
| 子会社監査役 | —       | —             |
| 子会社従業員 | 32個     | 普通株式 32,000株  |

- ・取引先及び社外関係者  
該当事項はありません。

(5) 企業集団の従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数       | 前期末比増減   |
|------------|----------|
| 429名 (247) | 5名減 (△9) |

(注) 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数       | 前期末比増減   | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|----------|-------|--------|
| 338名 (189) | 29名増 (3) | 34.8歳 | 13.0年  |

(注) 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (6) 企業集団の主要な事業所

|                                       |       |  |
|---------------------------------------|-------|--|
| 日新商事株式会社                              | 本 社   | 東京都港区芝浦一丁目14番5号                              |
|                                       | 支 店   | 東京、横浜、大阪、名古屋、仙台                              |
|                                       | 給油所   | 永代橋給油所（東京都）他53店舗                             |
|                                       | 店 舗   | タリーズコーヒー（東京都）他5店舗<br>ケンタッキーフライドチキン（神奈川県）他2店舗 |
| 日新瓦斯株式会社（子会社）                         | 本 社   | 東京都港区  |
|                                       | 営業所   | 神奈川県 他1営業所                                   |
| 協進石油株式会社（子会社）                         | 本 社   | 東京都港区  |
|                                       | 給油所   | 三田給油所（東京都）他3店舗                               |
| 上毛日新株式会社（子会社）                         | 本 社   | 群馬県高崎市                                       |
|                                       | 給油所   | —  |
| 東北日新株式会社（子会社）                         | 本 社   | 山形県米沢市                                       |
|                                       | 給油所   | —  |
| 中京日新株式会社（子会社）                         | 本 社   | 愛知県名古屋市                                      |
|                                       | 給油所   | 鹿山給油所（愛知県）他5店舗                               |
| NISSIN SHOJI SINGAPORE PTE. LTD.（子会社） | 本 社   | シンガポール                                       |
| 関東日新株式会社（子会社）                         | 本 社   | 東京都港区  |
|                                       | 給油所   | 赤羽給油所（東京都）他3店舗                               |
| 日新レジン株式会社（子会社）                        | 本社、工場 | 神奈川県横浜市                                      |
| NISTRAD (M) SDN. BHD.（子会社）            | 本 社   | マレーシア  |

- (注) 1. 上毛日新株式会社、東北日新株式会社の2社は、平成17年9月30日付をもって解散し、清算手続中であります。
2. 秋田日新株式会社は、平成18年3月10日付をもって、清算終了いたしました。

## (7) 主要な借入先

| 借入先           | 借入額    | 借入先が有する当社の株式 |       |
|---------------|--------|--------------|-------|
|               |        | 持株数          | 出資比率  |
| 株式会社みずほ銀行     | 270百万円 | 180,000株     | 2.37% |
| 株式会社三井住友銀行    | 200    | 200,000      | 2.63  |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 150    | 100,000      | 1.32  |
| 株式会社りそな銀行     | 100    | 50,000       | 0.66  |
| 株式会社新生銀行      | 11     | —            | —     |
| 明治安田生命保険相互会社  | 10     | 30,000       | 0.39  |

(注) 株式会社UFJ銀行及び株式会社東京三菱銀行は、平成18年1月1日付をもって合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行となりました。

## (8) 企業結合の状況

## ① 重要な子法人等の状況

| 会社名  | 資本金             | 出資比率     | 主要な事業内容        |
|--|-----------------|----------|----------------|
| 日新瓦斯株式会社                                     | 30<br>百万円       | 100<br>% | 液化石油ガスの販売、卸売   |
| 協進石油株式会社                                     | 50              | 100      | 石油製品の販売        |
| 上毛日新株式会社                                     | 30              | 100      | 石油製品の販売        |
| 東北日新株式会社                                     | 50              | 100      | 石油製品、液化石油ガスの販売 |
| 中京日新株式会社                                     | 30              | 100      | 石油製品の販売        |
| NISSIN SHOJI SINGAPORE PTE. LTD.<br>(シンガポール) | 90<br>万シンガポールドル | 100      | 石油化学製品の販売      |
| 関東日新株式会社                                     | 50<br>百万円       | 100      | 石油製品の販売        |
| 日新レジン株式会社                                    | 30              | 100      | 石油化学製品の製造、販売   |
| NISTRAD (M) SDN. BHD.<br>(マレーシア)             | 130<br>万リンギット   | 100      | 石油製品、石油化学製品の販売 |

② 重要な関連会社の状況

| 会社名        | 資本金       | 出資比率    | 主要な事業内容   |
|------------|-----------|---------|-----------|
| 東亜燃料工業株式会社 | 30<br>百万円 | 50<br>% | 液化石油ガスの販売 |

③ 企業結合の経過

上毛日新株式会社、東北日新株式会社の2社は、平成17年9月30日付をもって解散し、清算手続中であります。

また、秋田日新株式会社は平成18年3月10日付をもって、清算終了いたしました。

④ 企業結合の成果

当社の連結子法人等は、上記の重要な子法人等9社であります。また、重要な関連会社1社は持分法適用会社であります。当連結会計年度の売上高は803億25百万円、前期比13.9%の増収となりました。また、連結当期純損失は2億91百万円(前期は4億64百万円の利益)となりました。

⑤ その他の重要な企業結合の成果

新日本石油株式会社は当社の議決権の15.27%を所有しており、当社は同社の持分法適用会社であります。

(9) 取締役及び監査役

| 会社における地位 | 氏名      | 担当または主な職業       |
|----------|---------|-----------------|
| 代表取締役社長  | 阿部 泰 弘  |                 |
| 代表取締役副社長 | 筒井 博 昭  | ニュービジネス本部長      |
| 専務取締役    | 三田 福太郎  | 支援本部長           |
| 常務取締役    | 田名部 陽 介 | エネルギー本部長        |
| 取締役      | 城田 茂 雄  |                 |
| 取締役      | 磯部 史 雄  | ニュービジネス本部新規事業部長 |
| 取締役      | 折本 邦 夫  | エネルギー本部販売部長     |
| 常勤監査役    | 砂 廣 和 宣 |                 |
| 監査役      | 岩 瀬 英 樹 |                 |
| 監査役      | 池 上 悦 次 | 池上悦次税理士事務所長     |

- (注) 1. 平成17年6月29日付をもって、阿部泰弘氏は常務取締役から代表取締役社長になり、また、太田周宏氏は代表取締役社長から相談役になりました。
2. 当期中の取締役及び監査役の変動は以下のとおりです。
- 就任 折本邦夫氏は、平成17年6月29日開催の第61回定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任いたしました。
- 退任 太田周宏氏は、平成17年6月29日付をもって任期満了により取締役を退任いたしました。
3. 平成17年6月29日付をもって田名部陽介氏は取締役から常務取締役にになりました。
4. 監査役のうち、池上悦次氏は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

(10) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

当社及び当社子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

|  | 支 払 額 |
|--|-------|
| 1. 当社及び子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額                   | 19百万円 |
| 2. 上記1. のうち公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額 | 19百万円 |
| 3. 上記2. のうち当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額                | 19百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、商法特例法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、3. の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

**3. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実**

該当事項はありません。

---

(注) 本営業報告書中の記載金額は表示単位未満を切り捨てております。



# 貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                   | 負 債 の 部         |                   |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| <b>流動資産</b>     | <b>13,543,516</b> | <b>流動負債</b>     | <b>7,397,882</b>  |
| 現金及び預金          | 3,185,032         | 支払手形            | 158,381           |
| 受取手形            | 1,217,997         | 買掛金             | 4,488,542         |
| 売掛金             | 8,464,601         | 短期借入金           | 720,000           |
| 商 品             | 429,326           | 1年以内返済予定の長期借入金  | 20,750            |
| 前払費用            | 71,402            | 1年以内償還予定の社債     | 760,000           |
| 繰延税金資産          | 162,221           | 未払金             | 528,486           |
| 短期貸付金           | 60,347            | 未払費用            | 41,758            |
| 未収入金            | 10,501            | 未払法人税等          | 282,684           |
| その他             | 38,085            | 未払消費税等          | 39,763            |
| 貸倒引当金           | △96,000           | 前受り金            | 31,521            |
|                 |                   | 預り金             | 50,444            |
|                 |                   | 与引当金            | 250,000           |
|                 |                   | その他             | 25,549            |
| <b>固定資産</b>     | <b>14,007,451</b> | <b>固定負債</b>     | <b>3,321,069</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>6,142,245</b>  | 社 債             | 450,000           |
| 建 物             | 2,256,059         | 長期借入金           | 400               |
| 構 築 物           | 82,141            | 繰延税金負債          | 1,148,109         |
| 機械及び装置          | 127,227           | 退職給付引当金         | 854,220           |
| 車 輛 運 搬 具       | 25,518            | 役員退職慰労引当金       | 80,572            |
| 工具器具備品          | 76,790            | 預り保証金           | 752,609           |
| 土 地             | 3,574,507         | その他             | 35,157            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>148,376</b>    | <b>負債合計</b>     | <b>10,718,952</b> |
| 借 地 権           | 105,504           |                 |                   |
| ソフトウェア          | 16,968            | <b>資 本 の 部</b>  |                   |
| 電話加入権           | 25,904            | 資 本 金           | 3,624,000         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>7,716,829</b>  | 資 本 剰 余 金       | 3,280,860         |
| 投資有価証券          | 6,537,878         | 資 本 準 備 金       | 3,277,952         |
| 子 会 社 株 式       | 317,091           | その他資本剰余金        | 2,907             |
| 出 資 金           | 8,663             | 自己株式処分差益        | 2,907             |
| 長期貸付金           | 312,111           | <b>利益剰余金</b>    | <b>7,894,204</b>  |
| 長期滞留債権          | 107,781           | 利 益 準 備 金       | 577,658           |
| 長期前払費用          | 44,345            | 任 意 積 立 金       | 7,140,203         |
| 差入保証金           | 282,961           | 固定資産圧縮積立金       | 385,203           |
| 会 員 権           | 95,261            | 別 途 積 立 金       | 6,755,000         |
| その他             | 189,474           | 当期未処分利益         | 176,342           |
| 投資評価引当金         | △27,000           | <b>株式等評価差額金</b> | <b>2,090,370</b>  |
| 貸倒引当金           | △151,740          | 自 己 株 式         | △57,420           |
| <b>資産合計</b>     | <b>27,550,967</b> | <b>資本合計</b>     | <b>16,832,015</b> |
|                 |                   | <b>負債・資本合計</b>  | <b>27,550,967</b> |

# 損 益 計 算 書

(平成17年4月1日から  
平成18年3月31日まで)

(単位：千円)

|   |  |
|---|--|
| <p>経 常 損 益 の 部</p> <p>営 業 損 益</p> <p>  売上高</p> <p>  売上原価</p> <p>  販売費及び一般管理費</p> <p>  営業利益</p> <p>  営業外損益</p> <p>  営業外収益</p> <p>    受取利息及び配当金</p> <p>    仕入割引</p> <p>    投資有価証券売却益</p> <p>    投資事業組合運用益</p> <p>    軽油引取税納税報奨金</p> <p>    その他の営業外収益</p> <p>  営業外費用</p> <p>    支払利息</p> <p>    貸倒引当金繰入額</p> <p>    その他の営業外費用</p> <p>  経常利益</p> <p>特 別 損 益 の 部</p> <p>  特 別 利 益</p> <p>    貸倒引当金戻入益</p> <p>    子会社清算益</p> <p>  特 別 損 失</p> <p>    固定資産売却損</p> <p>    固定資産除却損</p> <p>    減損損失</p> <p>    子会社株式評価損</p> <p>税 引 前 当 期 純 利 益</p> <p>  法人税、住民税及び事業税</p> <p>  法人税等調整額</p> <p>当 期 純 損 失</p> <p>前 期 繰 越 利 益</p> <p>中 間 配 当 額</p> <p>当 期 未 処 分 利 益</p> | <p>72,005,736</p> <p>66,080,254</p> <p>5,438,382</p> <hr style="width: 100%;"/> <p>487,100</p> <p>157,992</p> <p>75,564</p> <p>106,675</p> <p>83,761</p> <p>59,596</p> <p>31,608</p> <hr style="width: 100%;"/> <p>515,199</p> <p>25,010</p> <p>27,840</p> <p>34,708</p> <hr style="width: 100%;"/> <p>914,740</p> <p>18,881</p> <p>102,000</p> <hr style="width: 100%;"/> <p>1,332</p> <p>6,152</p> <p>759,028</p> <p>13,000</p> <hr style="width: 100%;"/> <p>779,513</p> <p>256,109</p> <p>341,961</p> <p>15,901</p> <hr style="width: 100%;"/> <p>357,863</p> <p>101,753</p> <p>322,795</p> <p>44,699</p> <hr style="width: 100%;"/> <p>176,342</p> <hr style="width: 100%;"/> |
|---|--|

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

#### (2) その他有価証券

##### ① 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

##### ② 時価のないもの

移動平均法による原価法

### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

メーター商品……総平均法による原価法

その他の商品……先入先出法による原価法

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産……定率法、但し平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|        |        |
|--------|--------|
| 建物     | 15～47年 |
| 構築物    | 10～15年 |
| 機械及び装置 | 2～8年   |
| 車輛運搬具  | 2～6年   |
| 工具器具備品 | 2～10年  |

#### (2) 無形固定資産……自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) 長期前払費用……定額法によっております。

### 4. 繰延資産の処理方法

社債発行費……支払時に全額費用処理しております。

### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

……外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 6. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金……債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金……従業員に対し翌期に支給する賞与に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。

- (3) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の額に基づき、期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌期から費用処理しております。

なお、当期末では年金資産の額が企業年金制度に係る退職給付債務の額から未認識数理計算上の差異を控除した金額を超過している状態のため、当該超過額を前払年金費用（189,178千円）として投資その他の資産の「その他」に計上しております。

(会計方針の変更)

当期から、「退職給付に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第3号 平成17年3月16日）及び「退職給付に係る会計基準」の一部改正に関する適用指針（企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日）を適用しております。これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が45,256千円増加しております。

- (4) 役員退職慰労引当金…役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく制度廃止時の支給予定額を計上しております。

(追加情報)

当制度は平成17年6月末をもって廃止となり、「役員退職慰労引当金」は制度適用期間中から在任している役員に対する支給予定額であります。

- (5) 投資評価引当金……子会社等への投資について実質価値の低下による損失に備えるため、当該会社の実質価値の低下の程度並びに将来の回復見込等を検討してその所要額を計上しております。

7. リース取引の処理方法…リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8. 消費税等の会計処理……税抜方式によっております。

## 会計方針の変更

当期から、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これにより、営業利益、経常利益が41,376千円増加し、税引前当期純利益が717,651千円減少しております。

なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

## 貸借対照表 注記

|  |   |             |
|--|---|-------------|
| 1. 子会社に対する債権・債務                                  | 短期金銭債権  | 531,849千円   |
|  | 長期金銭債権  | 113,350千円   |
|  | 短期金銭債務  | 91,792千円    |
|  | 長期金銭債務  | 100,000千円   |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額                                |   | 3,853,170千円 |
| 3. リース資産の状況                                      |   |             |
|  | 貸借対照表上に計上した固定資産のほかに洗車機、POS機器等はリース契約により使用しております。 |             |
| 4. 担保に供している資産                                    | 有形固定資産  | 878,171千円   |
|  | 投資有価証券  | 2,222,149千円 |
| 5. 保証債務  |   | 342,305千円   |
| 6. 固定負債に計上している役員退職慰労引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。 |   |             |
| 7. 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額                       |   | 2,090,370千円 |

## 損益計算書 注記

|                        |                |             |
|------------------------|----------------|-------------|
| 1. 子会社との間の取引高          |                |             |
|                        | 売上高            | 5,303,494千円 |
|                        | 仕入高            | 526,763千円   |
|                        | その他の営業取引高      | 18,314千円    |
|                        | 営業取引以外の取引高     | 189,253千円   |
| 2. 1株当たりの当期純損失         |                | 17円75銭      |
| (注) 1株当たりの当期純損失の算定上の基礎 |                |             |
|                        | 当期純損失          | 101,753千円   |
|                        | 普通株主に帰属しない金額   | 30,400千円    |
|                        | (利益処分による役員賞与金) | (30,400千円)  |
|                        | 普通株式に係る当期純損失   | 132,153千円   |
|                        | 普通株式の期中平均株式数   | 7,446,967株  |

## 退職給付会計 注記

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度と確定給付型の制度として外部拠出の適格退職年金制度を併用しております。勤続25年以上の定年退職者には適格退職年金制度より退職金（一時金または年金）の50%が支払われ、退職一時金制度より残り50%が支払われます。それ以外の退職者には退職一時金制度より退職金が支払われます。

### 2. 退職給付債務及びその内訳

|                          |              |
|--------------------------|--------------|
| (1) 退職給付債務               | △1,504,575千円 |
| (2) 年金資産                 | 1,006,776千円  |
| <hr/>                    |              |
| (3) 未積立退職給付債務 (1) + (2)  | △497,799千円   |
| (4) 未認識数理計算上の差異          | △167,243千円   |
| <hr/>                    |              |
| (5) 貸借対照表計上額純額 (3) + (4) | △665,042千円   |
| (6) 前払年金費用               | 189,178千円    |
| <hr/>                    |              |
| (7) 退職給付引当金 (5) - (6)    | △854,220千円   |

### 3. 退職給付費用の内訳

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| (1) 勤務費用           | 84,205千円  |
| (2) 利息費用           | 30,212千円  |
| (3) 期待運用収益（減算）     | △8,721千円  |
| (4) 数理計算上の差異の費用処理額 | 61,212千円  |
| <hr/>              |           |
| (5) 退職給付費用         | 166,907千円 |

### 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

|                    |                |
|--------------------|----------------|
| (1) 割引率            | 2.0%           |
| (2) 期待運用収益率        | 1.0%           |
| (3) 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準         |
| (4) 数理計算上の差異の処理年数  | 発生年度の翌期から5年定額法 |

## 税効果会計 注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### (1) 繰延税金資産

|                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| 賞与引当金損金不算入額     | 101,725千円          |
| 減価償却費損金算入限度超過額  | 77,684千円           |
| 減損損失損金不算入額      | 291,343千円          |
| 投資有価証券評価損損金不算入額 | 141,338千円          |
| ゴルフ会員権評価損損金不算入額 | 30,591千円           |
| 退職給付引当金損金不算入額   | 270,605千円          |
| 役員退職慰労引当金損金不算入額 | 32,784千円           |
| 貸倒引当金損金算入限度超過額  | 13,225千円           |
| その他             | 97,183千円           |
| <b>繰延税金資産小計</b> | <b>1,056,481千円</b> |
| 評価性引当額          | △349,949千円         |
| <b>繰延税金資産合計</b> | <b>706,532千円</b>   |

#### (2) 繰延税金負債

|                                  |                    |
|----------------------------------|--------------------|
| 固定資産圧縮積立金                        | 258,308千円          |
| 株式等評価差額金                         | 1,434,112千円        |
| <b>繰延税金負債合計</b>                  | <b>1,692,420千円</b> |
| <b>繰延税金負債純額</b>                  | <b>985,888千円</b>   |
| 繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目が含まれております。 |                    |
| 流動資産                             | 162,221千円          |
| 固定負債                             | 1,148,109千円        |
| 差引                               | 985,888千円          |

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

|                          |                |
|--------------------------|----------------|
| 法定実効税率                   | 40.69%         |
| (調整)                     |                |
| 住民税均等割                   | 15.22%         |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目       | 7.41%          |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目     | △ 32.34%       |
| 評価性引当額                   | 109.09%        |
| その他                      | △ 0.34%        |
| <b>税効果会計適用後の法人税等の負担率</b> | <b>139.73%</b> |

## 利 益 処 分 案

(単位：円)

|  |                           |
|--|---------------------------|
| 当期未処分利益                                    | 176,342,396               |
| 固定資産圧縮積立金取崩額                               | 77,130,647                |
| 合 計  | 253,473,043               |
| これを次のとおり処分します。                             |                           |
| 利益配当金<br>1株につき14円<br>(普通配当6円、上場10周年記念配当8円) | 104,550,964               |
| 役員賞与金<br>(うち監査役賞与)                         | 30,400,000<br>(4,050,000) |
| 次期繰越利益                                     | 118,522,079               |

- (注) 1. 平成17年12月5日に、44,699,316円(1株につき6円)の中間配当を実施いたしました。
2. 利益配当金には、自己株式132,074株分を除いております。
3. その他資本剰余金2,907,550円は、全額次期繰越といたします。



# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成18年5月19日

日新商事株式会社  
取締役会 御中

### 監査法人トーマツ

|                |       |        |
|----------------|-------|--------|
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 安浪重樹 ㊞ |
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 吉村孝郎 ㊞ |

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、日新商事株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第62期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。  
会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当営業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用することとしたが、この適用は会計基準の新規適用に伴うものであり、相当と認める。  
会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当営業年度から退職給付に係る会計基準の一部改正を適用することとしたが、この適用は会計基準の変更に伴うものであり、相当と認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第62期営業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状態を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月26日

日新商事株式会社 監査役会

監査役(常勤) 砂 廣 和 宣 ㊟

監 査 役 岩 瀬 英 樹 ㊟

監 査 役 池 上 悦 次 ㊟

(注) 監査役 池上悦次は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

## 連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                   | 負 債 の 部              |                   |
|--------------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>15,263,711</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>8,243,060</b>  |
| 現金及び預金             | 3,699,808         | 支払手形及び買掛金            | 5,351,708         |
| 受取手形及び売掛金          | 10,677,543        | 短期借入金                | 765,750           |
| たな卸資産              | 658,130           | 未払金                  | 585,484           |
| 繰延税金資産             | 174,341           | 未払法人税等               | 298,019           |
| その他                | 152,093           | 賞与引当金                | 298,092           |
| 貸倒引当金              | △98,207           | その他                  | 944,006           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>13,963,750</b> | <b>固 定 負 債</b>       | <b>3,413,323</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>6,302,201</b>  | 社 債                  | 450,000           |
| 建物及び構築物            | 2,347,588         | 長期借入金                | 400               |
| 機械装置及び運搬具          | 166,736           | 繰延税金負債               | 1,183,613         |
| 土地                 | 3,707,080         | 退職給付引当金              | 968,810           |
| その他                | 80,796            | 役員退職慰勞引当金            | 88,430            |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>157,747</b>    | その他                  | 722,069           |
| 借地権                | 105,504           | <b>負 債 合 計</b>       | <b>11,656,384</b> |
| その他                | 52,243            | <b>資 本 の 部</b>       |                   |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>7,503,800</b>  | 資 本 金                | 3,624,000         |
| 投資有価証券             | 6,479,628         | 資 本 剰 余 金            | 3,280,860         |
| 長期貸付金              | 248,601           | 利 益 剰 余 金            | 8,631,132         |
| 繰延税金資産             | 48,926            | 株 式 等 評 価 差 額 金      | 2,098,826         |
| その他                | 819,354           | 為 替 換 算 調 整 勘 定      | △6,322            |
| 貸倒引当金              | △92,710           | 自 己 株 式              | △57,420           |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>29,227,461</b> | 資 本 合 計              | 17,571,076        |
|                    |                   | <b>負 債 ・ 資 本 合 計</b> | <b>29,227,461</b> |

## 連結損益計算書

（平成17年4月1日から  
平成18年3月31日まで）

（単位：千円）

|  |   |
|--|---|
| <p>経常損益の部</p> <p>営業損益</p> <p>売上高</p> <p>売上原価</p> <p>販売費及び一般管理費</p> <p>営業利益</p> <p>営業外損益</p> <p>受取利息</p> <p>受取配当金</p> <p>仕入割引</p> <p>投資有価証券売却益</p> <p>投資事業組合運用益</p> <p>軽油引取税納税報奨金</p> <p>その他の営業外収益</p> <p>営業外費用</p> <p>支払利息</p> <p>売上割引</p> <p>持分法による投資損失</p> <p>貸倒引当金繰入額</p> <p>その他の営業外費用</p> <p>経常利益</p> <p>特別損益の部</p> <p>貸倒引当金戻入益</p> <p>固定資産売却益</p> <p>投資有価証券売却益</p> <p>営業譲渡益</p> <p>特別損失</p> <p>固定資産売却損</p> <p>固定資産除却損</p> <p>減損損失</p> <p>特別退職金</p> <p>その他の特別損失</p> <p>税金等調整前当期純利益</p> <p>法人税、住民税及び事業税</p> <p>法人税等調整額</p> <p>当期純損失</p> | <p>80,325,006</p> <p>72,801,388</p> <p>6,937,609</p> <hr style="width: 100%;"/> <p>586,009</p> <p>8,684</p> <p>88,103</p> <p>76,700</p> <p>106,675</p> <p>83,761</p> <p>59,596</p> <p>29,910</p> <hr style="width: 100%;"/> <p>453,432</p> <p>23,173</p> <p>5,353</p> <p>49,421</p> <p>27,840</p> <p>31,407</p> <hr style="width: 100%;"/> <p>902,245</p> <p>7,598</p> <p>1</p> <p>2,424</p> <p>46,724</p> <hr style="width: 100%;"/> <p>56,749</p> <p>2,010</p> <p>16,565</p> <p>775,817</p> <p>32,494</p> <p>17,058</p> <hr style="width: 100%;"/> <p>843,946</p> <p>115,048</p> <p>387,371</p> <p>19,631</p> <hr style="width: 100%;"/> <p>407,003</p> <hr style="width: 100%;"/> <p>291,954</p> |
|--|---|

## 連結の範囲等に関する事項

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子法人等の状況

① 連結子法人等の数

9社

日新瓦斯株式会社

協進石油株式会社

上毛日新株式会社

東北日新株式会社

中京日新株式会社

NISSIN SHOJI SINGAPORE PTE. LTD.

日新レジン株式会社

関東日新株式会社

NISTRAD (M) SDN. BHD.

② 秋田日新株式会社は、平成18年3月10日付で清算手続が終了したため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数

1社

東亜燃料工業株式会社

(2) 持分法を適用していない関連会社の状況

① 関連会社の数

1社

日新興産株式会社

② 当該関連会社については連結純損益及び利益剰余金等に重要な影響を及ぼさないため、当該会社に対する投資については、持分法を適用せず、原価法によっております。

### 3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等の決算日は、NISSIN SHOJI SINGAPORE PTE. LTD. 及び NISTRAD (M) SDN. BHD. を除いて、連結決算日と一致しております。NISSIN SHOJI SINGAPORE PTE. LTD. 及び NISTRAD (M) SDN. BHD. の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

#### (1) 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

#### (2) 時価のないもの

移動平均法による原価法

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

メーター商品

総平均法による原価法

その他の商品

先入先出法による原価法

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法、但し平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～47年

機械装置及び運搬具、 2年～10年

その他

#### (2) 無形固定資産

営業権は商法の規定に基づき5年均等償却、自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### 4. 重要な引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対し翌連結会計年度に支給する賞与に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度における退職給付債務及び年金資産の額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。

なお、当連結会計年度末では年金資産の額が企業年金制度に係る退職給付債務の額から未認識数理計算上の差異を控除した金額を超過している状態のため、当該超過額を前払年金費用（189,178千円）として投資その他の資産の「その他」に計上しております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度から、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正」（企業会計基準第3号 平成17年3月16日）及び「「退職給付に係る会計基準」の一部改正に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日）を適用しております。これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が45,256千円増加しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく制度廃止時の支給予定額を計上しております。

(追加情報)

当制度は平成17年6月末をもって廃止となり、「役員退職慰労引当金」は制度適用期間中から在任している役員に対する支給予定額であります。

5. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。但し、当連結会計年度は評価差額は発生しておりません。

6. 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定は、発生した期の損益として処理しております。

7. 消費税の会計処理

税抜方式によっております。

## 会計方針の変更

当連結会計年度から、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これにより、営業利益、経常利益が47,420千円増加し、税金等調整前当期純利益が728,396千円減少しております。

なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

### 連結貸借対照表 注記

|                   |        |             |
|-------------------|--------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 |        | 3,952,059千円 |
| 2. 担保に供している資産     | 有形固定資産 | 878,171千円   |
|                   | 投資有価証券 | 2,222,149千円 |
| 3. 保証債務           |        | 4,935千円     |

### 連結損益計算書 注記

|                        |             |
|------------------------|-------------|
| 1 株当たり当期純損失            | 43円52銭      |
| (注) 1株当たりの当期純損失の算定上の基礎 |             |
| 当期純損失                  | 291,954千円   |
| 普通株主に帰属しない金額           | 32,100千円    |
| (利益処分による役員賞与金)         | ( 32,100千円) |
| 普通株式に係る当期純損失           | 324,054千円   |
| 普通株式の期中平均株式数           | 7,446,967株  |



# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成18年5月19日

日新商事株式会社  
取締役会 御中

### 監査法人トーマツ

|                        |       |           |
|------------------------|-------|-----------|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 安 浪 重 樹 ㊞ |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 吉 村 孝 郎 ㊞ |

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、日新商事株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第62期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い日新商事株式会社及びその子会社から成る企業集団の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当営業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用することとしたが、この適用は会計基準の新規適用に伴うものであり、相当と認める。

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当営業年度から退職給付に係る会計基準の一部改正を適用することとしたが、この適用は会計基準の変更に伴うものであり、相当と認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第62期営業年度の連結貸借対照表及び連結損益計算書に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、また、必要に応じて子会社及び連結子会社に対し会計に関する報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 子会社及び連結子会社の調査の結果、連結計算書類に関し監査の結果、指摘すべき事項は認められません。

平成18年5月26日

日新商事株式会社 監査役会

監査役(常勤) 砂 廣 和 宣 ㊟

監 査 役 岩 瀬 英 樹 ㊟

監 査 役 池 上 悦 次 ㊟

(注) 監査役 池上悦次は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

## 議決権の行使についての参考書類

### 1. 総株主の議決権の数

74,672個

### 2. 議案及び参考事項

#### 第1号議案 第62期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類（24頁）に記載のとおりであります。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題とし、安定した利益配当を行うとともに企業体質の強化充実と、今後の長期的事業展開に必要な内部留保を確保することを基本方針としております。

当期の利益配当金につきましては、当期の業績及び会社を取り巻く経済環境などを勘案し、普通配当金を1株につき6円、また当社は平成18年3月6日をもちまして東京証券取引所上場10周年を迎えましたので、上場記念配当金を1株につき8円とし、合計で1株につき14円とさせていただきますと存じます。

なお、これにより当期の年間配当金は、中間配当金（1株につき6円）と合わせ1株につき20円となります。

また、当期の役員賞与金につきましては、当期末取締役7名、監査役3名に対し、当期の業績等を考慮し、総額3,040万円（うち監査役分405万円）を支給させていただきますと存じます。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

当社定款を下記のとおり変更いたしたいと存じます。

##### 1. 変更の理由

- (1) 事業内容の多様化及び今後の事業展開に備え、第2条（目的）の表現の変更を行うものであります。
- (2) 「電子公告制度の導入のため商法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第87号）が平成17年2月1日に施行され、電子公告が導入されたことに伴い、現行定款第4条（公告の方法）につき所要の変更を行い、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）並びに会社計算規則（平成18年法務省令第13号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。

- ① 当社の機関の位置づけを明確にするため変更案第4条（機関）、株券を発行する旨を定めるため変更案第7条（株券の発行）、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため変更案第10条（単元未満株式についての権利）、株主総会参考書類等のインターネットによる開示が可能となるため変更案第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）、議決権代理行使における代理人の員数制限を設置するため変更案第17条（議決権の代理行使）、取締役会をより機動的に運営するため、その決議について、書面又は電磁的記録によりその承認を行うことができるよう変更案第25条（取締役会の決議の省略）、取締役及び監査役が職務遂行に当たり期待される役割を十分に果たすことができるよう変更案第28条（取締役の責任免除）、変更案第36条（監査役の責任免除）、取締役会決議により剰余金の配当を行えるよう変更案第40条（剰余金の配当等の決定機関）を設置するものであります。
- ② 上記のほか、会社法に基づく必要な規定の加除、修正、移行、設置、みなし規定の追加等、全般に亘って所要の変更を行うものであります。なお、変更案第28条（取締役の責任免除）の新設につきましては、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。

## 2. 変更案の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

| 現 行 定 款                        | 変 更 案                   |
|--------------------------------|-------------------------|
| 第1章 総 則                        | 第1章 総 則                 |
| (商 号)                          | (商 号)                   |
| 第1条 (条文省略)                     | 第1条 (現行どおり)             |
| (目 的)                          | (目 的)                   |
| 第2条 (条文省略)                     | 第2条 (現行どおり)             |
| (1) } (条文省略)                   | (1) } (現行どおり)           |
| (14) }                         | (14) }                  |
| (15) 不動産利用業                    | (15) 不動産賃貸業             |
| (16) <u>水処理に関するろ装置等</u><br>の販売 | (16) <u>管理医療機器等</u> の販売 |
| (17) (条文省略)                    | (17) (現行どおり)            |

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| <p>(本店の所在地)<br/>第3条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(公告の方法)<br/>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式<br/>(発行する株式の総数)<br/>第5条 当社が発行する株式の総数は、3,040万株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会決議による自己株式の取得)<br/>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行)<br/>第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> | <p>(本店の所在地)<br/>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)<br/>第4条 当社は、<u>株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u><br/>(2) <u>監査役</u><br/>(3) <u>監査役会</u><br/>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)<br/>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>第2章 株 式<br/>(発行可能株式総数)<br/>第6条 当社の発行可能株式総数は、3,040万株とする。</p> <p>(株券の発行)<br/>第7条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)<br/>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)<br/>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> |

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| <p>2 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第8条 当社の株券の種類及び株式の名義書換、実質株主名簿又は株券喪失登録簿への記載又は記録、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手続き、単元未満株式の買取り、届出の受理その他株式に関する取扱並びに手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>（名義書換代理人）</p> <p>第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> | <p>2 当社は、第7条の規定にかかわらず、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程の定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>（単元未満株式についての権利）</p> <p>第10条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>（1）<u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>（2）<u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>（3）<u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>（株主名簿管理人）</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> |

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| <p>3 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、実質株主名簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>（基準日）</p> <p>第10条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 <u>本定款に定めのある場合のほか、必要あるときは取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>第3章 株主総会<br/>（株主総会の招集）</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。</p> <p>（新 設）</p> <p>（株主総会の議長）</p> <p>第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。<u>ただし、取締役社長に事故がある時は、取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> | <p>3 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p> <p>（削 除）</p> <p>（削 除）</p> <p>第3章 株主総会<br/>（招集）</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>（定時株主総会の基準日）</p> <p>第14条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>（招集権者及び議長）</p> <p>第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> |

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| <p>(新 設)</p>   | <p><u>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p>                        |
| <p>(新 設)</p>   | <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対し提供したものとみなすことができる。</u></p> |
| <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p>                       | <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p>  |
| <p>2 (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席株主の議決権の過半数によつてこれを決する。</p> | <p>2 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p>                                |
| <p>2 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p>                              | <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>   |



| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| <p>(株主総会の議事録)</p>   |   |
| <p>第15条 株主総会の議事はその経過の要領及びその結果を議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名して保存する。</p> | <p>(削 除)</p>  |
| <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(取締役の員数)</p>   | <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(員数)</p>   |
| <p>第16条 (条文省略)</p>  | <p>第19条 (現行どおり)</p>   |
| <p>(取締役の選任)</p>   | <p>(選任方法)</p>   |
| <p>第17条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。</p>   | <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p>  |
| <p>2 取締役の選任には、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもってこれを決する。</p>                | <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> |
| <p>3 (条文省略)</p>   | <p>3 (現行どおり)</p>  |
| <p>(取締役の任期)</p>   | <p>(任期)</p>   |
| <p>第18条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>                          | <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>         |
| <p>(取締役会の権限)</p>  |   |
| <p>第19条 取締役会は、法令又は本定款に定める事項その他当会社の業務執行に関する重要事項を決定する。</p>                        | <p>(削 除)</p>  |
| <p>(代表取締役及び役付取締役)</p>   | <p>(代表取締役及び役付取締役)</p>   |
| <p>第20条 取締役会の決議をもって代表取締役を定める。</p>   | <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>                                     |
| <p>2 取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、各1名、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。</p>           | <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>   |

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| <p>(取締役会の招集権者及び議長)<br/> 第21条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。<u>ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u><br/> (新 設)</p> | <p>(取締役会の招集権者及び議長)<br/> 第23条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、</u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。<br/> 2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>       |
| <p>(取締役会の招集通知)<br/> 第22条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。<br/> (新 設)</p>                    | <p>(取締役会の招集通知)<br/> 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br/> 2 <u>取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> |
| <p>(取締役会の決議方法)<br/> 第23条 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを決する。</u></p>  | <p>(取締役会の決議の省略)<br/> 第25条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p>   |
| <p>(取締役会の議事録)<br/> 第24条 <u>取締役会の議事はその経過の要領及びその結果を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名して保存する。</u></p>                       | <p>(削 除)</p>  |
| <p>(取締役会規程)<br/> 第25条 (条文省略)</p>   | <p>(取締役会規程)<br/> 第26条 (現行どおり)</p>   |

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| <p>(取締役の報酬)</p> <p>第26条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>  | <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> |
| <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役)の員数)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第28条 監査役は、株主総会においてこれを選任する。</p> <p>2 法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ定時株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>3 監査役及び補欠監査役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもってこれを決する。</p> | <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>(削 除)</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>  |

| 現 行 定 款  | 変 更 案  |
|--|--|
| <p>4 <u>補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p> <p>5 <u>補欠監査役は法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになった時に就任する。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第29条 <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠により就任した監査役の任期及び補欠監査役が就任した場合の任期は、退任監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(監査役会の権限)</p> <p>第30条 <u>監査役会は、法令又は本定款に定める事項のほか、当会社における監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役職務の執行に関する事項を決定する。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第31条 <u>監査役は、その互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 <u>監査役会は、各監査役がこれを招集する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第33条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定める場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p> | <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(任期)</p> <p>第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 <u>監査役は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第34条 監査役会の議事はその経過の要領及びその結果を議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名して保管する。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 (条文省略)</p> <p>(監査役の報酬)</p> <p>第36条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(章 新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(削 除)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(選任方法)</p> <p>第37条 会計監査人は、株主総会において選任する。</p> <p>(任期)</p> <p>第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p> |

| 現 行 定 款  | 変 更 案  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期)</p> <p>第37条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、<u>営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>(利益配当金)</u></p> <p>第38条 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者にこれを支払う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議により、<u>毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第40条 <u>利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。</u></p> | <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第40条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p style="text-align: center;">2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p style="text-align: center;">3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第42条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。</u></p> |

### 第3号議案 取締役7名選任の件

現取締役7名は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)             | 略歴及び他の会社の代表状況  | 所有する当社株式数 |
|-------|--------------------------|--|-----------|
| 1     | 阿部 泰弘<br>(昭和20年10月18日生)  | 昭和44年4月 当社入社<br>平成9年6月 当社大阪支店長<br>平成11年6月 当社取締役経営企画室長<br>平成15年6月 当社常務取締役<br>平成17年6月 当社代表取締役社長<br>(現在に至る)             | 10,500株   |
| 2     | 筒井 博昭<br>(昭和31年8月21日生)   | 昭和57年5月 当社入社<br>平成3年6月 当社取締役販売一部長<br>平成10年6月 当社常務取締役開発部長<br>平成12年11月 当社代表取締役副社長<br>(現在に至る)                           | 204,300株  |
| 3     | 三田 福太郎<br>(昭和15年9月25日生)  | 昭和38年4月 当社入社<br>平成8年6月 当社経理部長<br>平成11年6月 当社取締役経理部長<br>平成13年6月 当社常務取締役経理部長<br>平成16年6月 当社専務取締役<br>(現在に至る)              | 10,700株   |
| 4     | 田名 部陽介<br>(昭和21年10月12日生) | 昭和45年4月 当社入社<br>平成9年6月 当社仙台支店長<br>平成15年6月 当社取締役エネルギー本部<br>S S 統括部長<br>平成17年6月 当社常務取締役エネルギー<br>本部長 (現在に至る)            | 3,900株    |
| 5     | 磯部 史雄<br>(昭和23年4月30日生)   | 昭和46年4月 日本石油株式会社入社<br>(現 新日本石油株式会社)<br>平成14年6月 新日本石油ガス株式会社関<br>東第2支店長<br>平成16年6月 当社取締役ニュービジネス<br>本部新規事業部長<br>(現在に至る) | 3,400株    |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴及び他の会社の代表状況   | 所有する当社株式数 |
|-------|-----------------------|---|-----------|
| 6     | 折本邦夫<br>(昭和22年6月12日生) | 昭和45年4月 当社入社<br>平成10年10月 当社仙台支店長<br>平成17年6月 当社取締役エネルギー本部<br>販売部長(現在に至る) | 6,000株    |
| 7     | 三浦満男<br>(昭和23年5月12日生) | 昭和46年4月 当社入社<br>平成12年4月 当社仙台支店長<br>平成16年4月 当社東京支店長(現在に至る)               | 8,000株    |

(注) 各候補者と会社との間に特別な利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査役2名及び補欠監査役1名選任の件

監査役岩瀬英樹氏は本総会終結の時をもって辞任いたします。

つきましては、監査体制の一層の充実強化をはかるため1名増員し、監査役2名及び法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴及び他の会社の代表状況   | 所有する当社株式数 |
|-------|-----------------------|---|-----------|
| 1     | 城田茂雄<br>(昭和20年4月5日生)  | 昭和43年4月 当社入社<br>平成10年10月 当社直売部長<br>平成13年6月 当社取締役エネルギー本部<br>販売部長<br>平成17年6月 当社取締役(現在に至る)   | 9,100株    |
| 2     | 五反文雄<br>(昭和19年3月13日生) | 昭和42年4月 株式会社三井銀行入行(現<br>株式会社三井住友銀行)<br>昭和62年4月 同行大宮支店長<br>平成9年6月 株式会社さくら銀行取締役(現<br>株式会社三井住友銀行)<br>平成11年6月 三井建設株式会社専務取締役<br>(現 三井住友建設株式会社)<br>平成16年10月 株式会社室町クリエイト代表<br>取締役社長(現在に至る) | 一株        |



補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴及び他の会社の代表状況   | 所有する当社株式数 |
|-------|-----------------------|---|-----------|
| 3     | 亀山晴信<br>(昭和34年5月15日生) | 平成4年4月 弁護士登録<br>岡村勲法律事務所(現 岡村総合法律事務所)入所<br>平成9年4月 亀山晴信法律事務所(現 亀山総合法律事務所)開設<br>(現在に至る) | 一株        |

- (注) 1. 各候補者と会社との間に特別な利害関係はありません。  
 2. 監査役候補者五反文雄氏は、社外監査役候補者であります。  
 3. 補欠監査役候補者亀山晴信氏は、社外監査役候補者であります。

#### 第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成12年6月29日開催の第56回定時株主総会において「月額1,100万円以内」、また監査役の報酬額は、平成6年6月27日開催の第50回定時株主総会において「月額400万円以内」としてご承認いただき現在に至っておりますが、その後の経済情勢の変化及び諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を「年額2億円以内」、監査役の報酬額を「年額5,000万円以内」と改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役の員数は7名、監査役の員数は3名ですが、第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は7名、監査役の員数は4名となります。

以上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会会場ご案内

- 会 場 東京都港区芝浦一丁目3番10号  
チサンホテル浜松町 2階「ふじ」  
☎ 03 (3452) 6511
- 交 通 東京モノレール浜松町駅 から徒歩7分  
JR 浜松町駅 から徒歩7分  
ゆりかもめ 日の出駅 から徒歩5分

